

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正の概要

1 改正の概要

(1) 県条例の適用除外規定

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（平成15年愛知県条例第2号。以下「県条例」という。）第27条で、この条例の規定と同等以上の効果を期待できる条例を市町村が制定した場合は、規則で定める（規則第29条）ところにより当該県条例の規定についてはその市町村の区域には適用しないとしている。

(2) 適用除外項目

県条例の規定ごとに、東浦町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開等に関する条例（平成21年東浦町条例12号。以下「東浦町条例」という。）の規定と比較した結果、県条例第9条の説明会の開催に係る規定については、東浦町条例が同等以上の効果を期待することができるものと認められるので、東浦町の区域については県条例第9条の規定を適用除外とする。

2 改正の内容

（規則第29条の改正）

東浦町条例の施行により、東浦町の区域について、県条例第9条の説明会の開催に係る規定を適用除外とする。

3 施行期日

平成21年10月1日

○県条例（抜粋）

第9条

法第8条第1項若しくは法第9条第1項の許可（法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るものに限る。）又は法第15条第1項若しくは法第15条の2の5第1項の許可（法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るものに限る。）

（以下「法第8条第1項等の許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る施設の設置等に伴い生活環境に影響を及ぼすおそれがある地域として規則で定める地域（以下「関係地域」という。）内において、当該施設の設置等に係る計画の内容を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 前項に規定する者は、説明会を開催するときは、規則で定めるところにより、説明会の開催を予定する日時及び場所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

第27条

この条例に規定する事項に関してこの条例と同等以上の効果を期待することができるものとして規則で定める条例を制定している市町村の区域については、当該市町村の条例の規定に相当するものとして規則で定めるこの条例の規定は、適用しない。

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正新旧対照表

新
 (適用除外に係る市町村の条例等)
 第二十九条 条例第二十七条の規則で定める条例は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、これらの条例の規定に相当するものとして同条の規定に基づき規則で定める条例の規定は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例(平成十五年名古屋条例第六十八号)の項から豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例(平成十八年豊田市条例第五号)の項まで 略

東浦町産業廃棄物処理施設の設置等に係る計画の事前公開等に関する条例(平成二十一年東浦町条例第十二号) 第九条

一色町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例(平成十三年一色町条例第二十号)の項 略

旧
 (適用除外に係る市町村の条例等)
 第二十九条 同上

同上

同上

--	--	--

